

平成30年度 第10回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成31年1月29日 16時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子		
提出議題	議事 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項 ・農地利用最適化推進委員の会議について ・活動記録簿の提出について ・視察研修について ・農業委員・農地利用最適化推進委員及び経営者の合同研修会について ・女性農業委員のブロック研修会について		

平成30年度第10回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 本日はご苦勞様です。本日は、この総会が済み次第新年会ということですので、よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、1番の下河内委員と、3番の前田委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

4 議 事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

番号1。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、425㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅に隣接しており利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いございません。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1 番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。
以上で、3 条の審議を終わりました。議案第 51 号の農地法 4 条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号 1。追認の案件になります。申請人、●●●●。住所、廿日市市_____。
所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、215 m²。
申請理由は、「昭和 62 年頃に、耕作に便利なので、亡き父が農業用倉庫兼住宅を建築し、その後別棟を建てた。25 年ほど前に相続により取得したが、この度、農地と建物を譲渡するにあたり、農地法の手続きが必要であることが分かったので、始末書を添付して申請する」ということでした。農地につきましては、平成 30 年 4 月に、譲渡の許可により、所有権を移転済みです。ご審議をお願いいたします。

議長 この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 この申請に間違いはありませんので、よろしくお願ひします。

議長 他に、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、4 条の審議を終わりました。議案第 52 号の農地法 5 条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号 1。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人、持分 2 分の 1、▲

▲▲▲。住所、江田島町_____。持分 2 分の 1、■■■■。住所、江田島町_____。所在地、江田島町秋月_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、418 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「自己居住用住宅を建築のため、借り受ける」ということでした。木造平屋建、建築面積 120.06 m²の住宅を建設予定です。使用貸借期間は、30 年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

委員 はい。番号 2。貸人、●●●●。住所、能美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,066 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、680 m²。

申請理由は貸貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 328 枚、発電量 49.5kw の太陽光発電設備を設置予定です。貸貸借期間は、20 年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 2 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見ご質問ありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 2 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わりました。議案第53号の、農地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。
- 事務局長 お手元にお配りしている、集積計画の現地写真も併せてご覧ください。
番号1、利用権を設定する農用地、大字、能美町中町字迫田_____。現況地目、田。面積、840㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。所有権。利用権の内容、果樹。始期、平成31年2月1日。終期、平成33年12月31日。期間は2年11か月です。新規の案件です。
番号2、利用権を設定する農用地、大字、能美町中町字水野元_____。現況地目、畑。面積、409㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町_____、●●●●。権利の種類、使用貸借権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成31年2月1日。終期、平成41年12月31日。期間は10年11か月です。こちらも、新規の案件です。
2番につきましては、この夏の利用状況調査に基づいて、利用意向状況調査を行ったところ、自ら手続きをされてきた案件でございます。1番につきましては、来月3条の申請でもう1つ所有権の移転と言う形でお出ることになっております。
以上で、説明を終わります。
- 議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。意見、質問はありませんか。
- 委員 意見、質問無しの声あり。
- 議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いということですので、決定とします。

5 協 議 事 項

- 議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
- 事務局長
- ・農地利用最適化推進委員の会議について
 - ・活動記録簿の提出について

- ・視察研修について
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員及び経営者の合同研修会について
- ・女性農業委員のブロック研修会について

6 その他

議長

他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。